大洋州

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	63	123	59	119	63	123	59	119	16	25
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	63	123	59	119	63	123	59	119	16	25
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	115	224	107	216	115	224	107	216	29	45
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	350	683	328	661	350	683	328	661	89	139
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	100	195	94	189	100	195	94	189	25	40
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	4,600	8,980	4,305	8,685	4,600	8,980	4,305	8,685	1,170	1,825
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	68	134	64	129	68	134	64	129	17	27
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	5,080	9,920	4,760	9,595	5,080	9,920	4,760	9,595	1,290	2,015
パプアニューギニア	ｷﾅ	162	315	151	305	162	315	151	305	41	64
パラオ	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	95	186	89	180	95	186	89	180	24	38
マーシャル	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17
ミクロネシア	ﾄﾞﾙ	42	82	39	79	42	82	39	79	11	17